

## 鳴門教育大学附属学校運営委員会規程

平成16年4月1日

規程第 81 号

改正 平成17年3月14日規程第46号  
平成18年3月8日規程第19号  
平成19年3月23日規程第41号  
平成20年3月17日規程第35号  
平成21年3月31日規程第49号  
平成22年3月24日規程第59号  
平成23年3月31日規程第28号  
平成26年3月24日規程第35号  
平成28年2月10日規程第16号  
平成28年3月28日規程第38号  
平成29年3月8日規程第12号  
平成31年3月13日規程第42号  
令和2年3月19日規程第36号  
令和8年3月11日規程第59号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学附属学校部規則（平成16年規則第14号）第5条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学附属学校運営委員会（以下「委員会」という。）の組織等について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 附属学校部長
- (3) 教育実習総合支援センター所長
- (4) 附属学校の校長（幼稚園にあつては園長とする。）
- (5) 副専攻長
- (6) 企画調整役
- (7) その他委員会の推薦に基づき、学長が指名する者 若干人

(任期等)

第3条 前条第5号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第7号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、学長が指名する副学長を、副委員長は、附属学校部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 附属学校における入学者選抜についての基本的な事項に関すること。
- (2) 学生に対して行う実地教育又は実地研究についての基本的な事項に関すること。
- (3) 大学及び附属学校間で共同して行う教育研究についての基本的な事項に関すること。
- (4) その他附属学校の管理運営についての重要事項に関すること。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、法人運営部附属学校課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。